

ご存知
ですか？

やまがた暮らし 移住登録



「やまがた暮らし移住登録」は、県外から山形県への移住を検討されている方を対象とした登録制度です。

ご登録いただくことにより、山形県が実施する様々な移住支援制度を活用できるようになるほか、移住支援や移住イベント等のお得な情報が届くようになります。

【「やまがた暮らし移住登録」に登録すると活用できる支援制度】

- ・食の支援（米・味噌・醤油1年分を支給）
- ・住まいの支援（賃貸住宅の家賃を1万円/月×24か月分補助）
- ・若者・子育て世帯移住支援金（40歳未満の方の移住や、15歳未満の子と共に移住した場合に、各10万円の支援金を支給）

※既に山形県内在住（移住済）の方は登録できません。

※転勤・進学のための移動（転入）の方は登録できません。

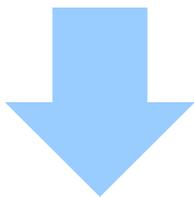
※支援を受けるには、一定の要件があります。

登録はこちらから



移住支援事業の申込の流れ

移住前「やまがた暮らし移住登録」に登録



移住支援や移住イベント等
のお得な情報が届きます!!

移住後「移住完了アンケート」に回答



山形県移住支援制度が活用可能

<令和6年度の例>

(主な要件)

- ・山形県内市町村への定住の意思がある
- ・転勤、進学による移住ではない
- ・山形県への移住日（住民票に記載される転入の日）が令和6年3月1日（若者子育て支援は令和6年4月1日）～令和6年12月31日

米味噌醤油を
1年分支給



食の支援

家賃1万円を
24ヶ月分補助



家賃補助

対象世帯に
10万円を支給



若者子育て支援

山形県への移住日（住民票に記載される転入日）が令和7年1月1日以降の方は、令和7年度の移住支援制度の対象となります。



「やまがた暮らし移住登録」に登録された方には、内容が決まりしだいご案内いたしますので、ぜひ移住前にご登録をお願いします。